

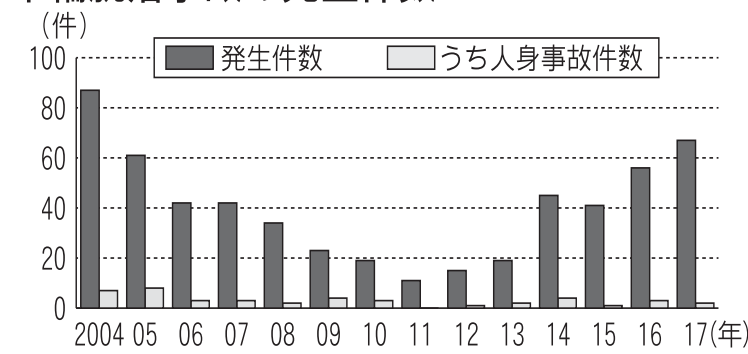
一般社団法人
日本自動車機械工具協会
会員各社

大型車の脱輪事故増加

冬季に集中
全体の8割

緊急対策 機工協も取り組み

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故の発生件数



ホイール・ボルトの折損などによる大型車の車輪脱落事故件数が近年増加している。国土交通省がまとめた2017年度の車輪脱落事故発生状況は前年度比11件増の67件で、2年連続で増加した。うち、人身事故は2件だった。特に集中するのは冬期（11～3月）で56件も発生し、全体の8割を超えた。国土交通省は昨年4月「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」で従来の取り組みに加え、「緊急対策」を実施。同会のメンバーである日本自動車機械工具協会（柳田昌宏会長）はタイヤ脱着作業に使用する器具などを販売する際、正しい使用方を購入者へ説明するなど、

の発生も考えられる。タイヤの空気圧低下における破裂による事故を防ぐためにも、タイヤゲージを使用しての作業も重要な対策となる。機工協は緊急対策を通じて、正しい器具の使用方法を浸透させ、安全で安心な交通社会の実現にまい進する。

国土交通省は昨年10月、大型車のスぺアタイヤ類の点検を義務化した。17年10月に岡山県の中国自動車道で発生したスぺアタイヤに起因する死亡事故が発生したことを踏まえ、道路運送車両法に基づき自動車点検基準（省令）や自動車の点検及び整備に関する手引き（告示）を改正。スぺアタイヤのほか、車輪止めやロープ、シートなどを入れるツールボックス（工具箱）などを点検対象とし、3カ月ごとに点検項目に加えた。

具体的には（1）スぺアタイヤ取付装置の緩み、ガタ及び損傷（2）スぺアタイヤの取り付け状態（3）ツールボックスの取り付け部の緩み及び損傷をチェックする。スぺアタイヤの取付装置やツールボックスの取付部の損傷は、冬場に散布される凍結防止剤による腐食が原因で発生する可能性も考えられる。冬期は車輪脱落だけでなく、車体腐食によるトラブルを起因とする交通事故や車両火災などが発生しやすい。これらの事故を防止するためには地道な定期点検と整備、車体の洗浄などが一層重要となる。

仕組みや関連機器の定義明らかに

合否判定情報は機構が管理

OBD車検

2024年に開始予定の車載式故障診断装置（OBD）車検の仕組みや関連機器の定義が明らかにされた。法定スキャンツールで取得した車両情報を残さず、自動車技術総合機構（柳川久治理事長）のサーバーにアクセスすることで、合否判定を自動で行うことにした。

国土交通省は「第6回OBDを活用した自動車検査手法のあり方検討会」でOBD車検の仕組みなどを示した。これまでは法定スキャンツールに車検の合否判定に用いる特定DTC（故障コード）情報を格納し、合否を判断する仕組みを想定していた。だが、この方式だと特定DTCの更新などを把握しにくく、不正リスクも残る。このため、機構が軽自動車も含めた特定DTC情報を二元的に管理し、車両データを読み取った法定スキャンツールがアプリを経由して機構のサーバーにアクセスすることで、合否判定を自動で行う方法を採用する方向になった。

指定・認証整備工場が用いる法定スキャンツールについては「既存のスキャンツールを可能な限り使用する」（自動車局整備課）方針。具体的には（1）車両と通信可能（2）特定DTC照会アプリをインストールする（3）インターネット経由でサーバーに接続が可能の3点を要件とし、アプリをインストールした汎用スキャンツールやパソコン、タブレット端末などを想定する。

一方、特定DTC照会アプリは機構が開発・管理する。整備工場は機構のホームページなどを経由して無料でダウンロードやアップロードを行う。機構や軽協の検査場では専用機器を使う予定だ。国土交通省は今後、専門家WG（ワーキンググループ）での議論も踏まえた上で、検討会を18年度内に2回開く予定。第7回検討会で最終とりまとめ案を示し、第8回検討会で最終とりまとめにこぎつきたい考えだ。

OBD車検は24年に開始の予定。対象車種は21年以降の新型車（乗用車・バス・トラック）で、検査対象となる装置はアンチロックブレーキシステム（ABS）や横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシストなど。自動運転関係では自動車線変更や自動駐車装置などが対象となる。乗用車の緊急自動ブレーキは、道路運送車両法に基づく保安基準を導入するまで適用を見合わせる方針が決まっている。

このため、整備において、先進安全装置のカメラやレーダーなどのエミシグ（機能調整）を行い、スキャンツールを用いてのキャリブレーション（校正）が必要となる。キャリブレーションの未実施を示すDTCは「装置が適切に機能しない状態にあることを示している」とし、合否判定に用いる「特定DTC」に該当するからだ。キャリブレーションの未実施車の車検は不合格となる。

OBD車検の定義や仕組みが明らかにするにつれ、整備事業者も変化が生じている。18年度のスキャンツール補助金は例年の2倍のペースで予算を消化。公募終了日より1カ月半以上も早く、予算が底につくなど、今までにない動きをみせた。18年度から板金塗装（BP）工場や自動車用品店を補助対象に加えるなどの要件緩和があったとはいえ、OBD車検がスキャンツールの導入意欲を高めている要因の一つであるのは間違いない。

中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法

中小企業が生産性向上のための固定資産税の特例

☆中小企業者が認定計画に基づき、18年度末までに取得する

一定の器具備品、建物附属設備、検査工具・測定工具

☆生産性を高める設備が対象(17年4月1日～19年3月31日に新規取得)

生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備

- ◆機械・設置(160万円以上／10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内)
- ◆器具・備品(30万円以上／6年以内)
- ◆建物附属設備(60万円以上／14年以内)

【特定措置】

☆固定資産税の課税標準を、3年間1/2に軽減

【対象地域・業種】

☆①最低賃金が全国平均未満の地域→すべての業種

☆②最低賃金が全国平均以上の地域

→労働生産性が全国平均未満の業種

※機械装置については、引き続き全国・全業種対象

中小企業経営強化税制(法人税・取得税・法人住民税・事業税)

類型	生産性向上設備(A類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備
対象設備 (取得価格／ 販売時期)	◆機械・装置(160万円以上／10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内) ◆器具・備品(30万円以上／6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上／14年以内) ◆ソフトウェア(70万円以上／5年以内) (情報を収集・分析・指示する機能)
確認者	工業会等
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業
その他要件	生産等設備を構成するものであること ※国内への投資であること 中古資産・貸付資産でないこと、等
税制措置	即時償却 または 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)

適用期間:18年度末まで

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。

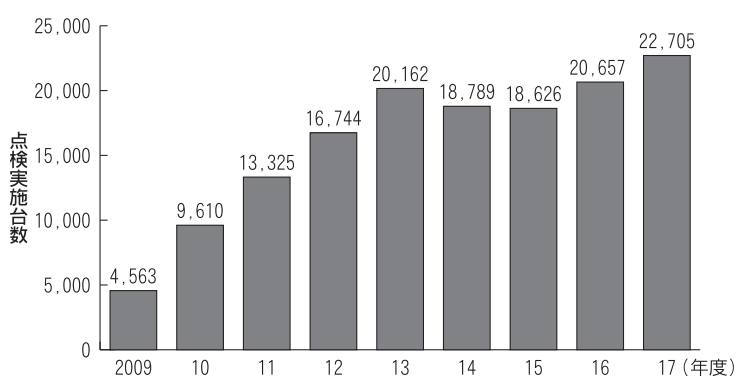
例えば、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係わる建物附属設備等は対象外

生産性向上特別措置法の制度概要

①	一定の期間内(機械装置:10年、器具備品:6年)に販売が開始されたモデルであること
②	生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていること
③	取得価格が機械装置は160万円以上、器具備品は30万円以上であること

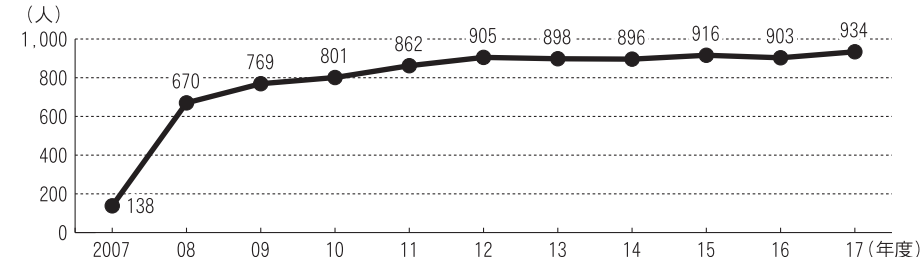
機工協の「リフト点検資格者制度」

点検資格者による点検実施台数の推移



点検資格者によるリフトの点検実施台数は13年度に2万台を超え、17年度は過去最高の2万2705件に達している。機工協と会員企業の努力により、安全な作業環境を構築するため、点検資格者によるリフトの点検と正しい使い方などのアドバイザーは整備士の安全作業につながることを不可欠の考えが整備業界で着実に広がっている。

リフト点検資格者の推移



18年度の認定試験は東京など全国9カ所で開催された

車両構造変化に伴い増加

日本自動車機械工具協会(柳田昌宏会長)によると、中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法に係る生産性向上要件証明書の発行件数は、2018年1～10月の累計で2166件に達した。2017年(1～12月)の発行件数をすでに160件も上回っている。中小企業等経営強化法が今年3月末に終了することに加え、生産性向上特別措置法の施行もあつて、証明書の発行が増加したと考えられる。

中小企業経営強化法は政府による中小企業者向けの経営支援策の一環として進められたが、今年3月末で終了する。同法の認定を受けるには事業分野ごとに定められた「経営力向上計画」の申請が必要だ。昨年6月に施行された「生産性向上特別措置法」は20年度までの期限。老朽化が進む中小企業者の設備を生産性の高い設備に一新すること

とで、事業者自身の労働生産性の向上を図るのが狙いだ。先端設備等に係る3つの要件を満たし、先端設備導入計画の認定を市区町村から受けた場合、固定資産税の特例などを受けられる。生産性向上要件証明書の発行件数の内訳は、機械装置(自動車整備用設備)が1566件、器具備品(測定機器)が600件。器具備品の発行件数の伸びが目立ち、17年1年間の件数を245件も上回っている。機械装置の機器別でみると「自動(門型)洗車機」が626件、「リフト」が572件と群を抜く。次いで、「塗装乾燥ブース」は95件、「フレーム修正機」が81件、「タイヤチェンジャー」と「スポット溶接機」がともに65件と続く。塗装乾燥ブースは前年より22件も増加している。

え、暦年で100件を突破しそうな勢いだ。フレーム修正機は17年1～12月の33件から約2.5倍、スポット溶接機も同じく34件からほぼ倍増。車両構造の変化に伴い新たな整備機器を導入する動きが発行件数に表れている。

18年1～10月

証明書の発行2166件

機工協

リフト点検の不備や不履行による事故を防止

日本自動車機械工具協会(柳田昌宏会長)は、自動車整備用リフトの使用に伴う人身事故や物損事故を防止するため、リフトの適正使用や保守点検に関するさまざまな事故防止活動を展開している。その柱となるのが機工協の「リフト点検資格者認定制度」だ。

認定資格の取得には機工協が定める学科、実技の両方で各6時間の講習を受講することが条件。講習の受講を報告した後、認定試験を受検し、資格を取得できる。資格の有効期限は5年。更新の際は研修が必要であり、研修の報告と内容確認を経て、認定証を更新する仕組みだ。2007年度に始まった同制度の点検資格者は17年度時点で延べ934人。認定試験は毎年11月に実施され、18年度は69人が受検した。

さらに、リフトの安全確保に加え、工場の稼働を止めずに安定した作業を行う観点からもリフトの点検は有効な手段といえる。

被災した整備機器の使用に関する安全確認を呼びかけ

日本自動車機械工具協会（柳田昌宏会長）は、自然災害で被災した整備工場の整備機器の使用に関する安全確認を呼びかけている。安全確認を怠ることで、機器の破損や重大な事故につながる危険性があるからだ。機工協は被災後に整備機器を初めて使用する場合

の注意事項やリフトをはじめとする整備機器の始業点検の実施などをまとめ、注意喚起を図っている。事業を再開するにあたり、安全確認のための点検を必ず実施することで、作業現場における2次災害の防止に努めていく。

災害で被災した整備機器の安全に確認について
1. 被災後にはじめて使用する場合 ・はじめに電源、エアなどの動力を投入する前に、十分な換気が行われているか。また、機器の外観に異常がないかを確認する。 ・設置機器等のどの位置まで冠水（泥水等の痕跡で判断）したか確認を行う。 【機器の外観点検】 ・本体の破損、変形、歪、溶接箇所割れ、特に天井から吊っているもの。（リール、指示計等）は吊り部材の変形・亀裂など ・油圧、作動油を使用している機器は、油漏れ ・アンカボルトで固定している機器は、アンカボルトの緩み ・床上に設置している機器は、機器の傾き ・土間に設置の機器は、土間のひび割れ、機器の浮き上がり（又は沈み込み）、土間と機器との隙間など ・手で動かせる部分は、手で動かし、スムーズに動くか、異音がないかを確認する。 ただし、自動式前照灯試験機の場合は、無理に動かさず、購入販売店に連絡する。 ※万一、異常が発見された場合は、機器購入販売店に連絡し、異常個所の修復が完了するまで、機器の使用を中止する。
2. 電気を使用する機器について ・はじめにメインブレーカ（又はコンセント）がOFFになっている事を確認し、次に電源ケーブルの破れ、断線、コネクタの緩み等がないことを確認する。 ・機器の電気装置や部品に冠水（泥水等の痕跡で判断）がないことを確認する。 ※万一、冠水（泥水等の痕跡で判断）があった場合には、絶対に電源をONにしないこと。 機器購入販売店に連絡し、異常個所の修復が完了するまで、機器の使用は中止する、
3. エアを使用する機器について ・エア配管、エアホース、コネクタ部に損傷が生じていることも考えられるので、エア圧力を下げて供給し、徐々に規定圧力まで上げる。（もしくは、バルブを全開にせず、徐々に開く） ※万一、各部からエアが漏れる音がする。もしくは、規定圧力まで上がらないなどの異常が確認された場合は、直ちにエアの供給を停止する。機器購入販売店に連絡し、異常個所の修復が完了するまで、機器の使用を中止する。
4. 各機器の始業点検の実施 ・各機器の取扱説明書に記載された始業点検方法により始業点検を実施し、異常がないことを確認してから機器を使用する。 ※万一、異常が発見された場合は、機器購入販売店に連絡し、異常個所の修復が完了するまで、機器の使用を中止する。 （注意）そのまま使用すると機器の破損及び重大な事故に繋がる危険性がある。
5. リフト機器の安全点検実施について ・リフト機器は車両の落下事故などの危険があるため、車両を上げる前に必ず次の安全点検を実施する。 【安全点検】 ・柱リフト、パンタリフトなど床面又はピット底面にアンカで固定した機器はアンカに緩み発生がないかを確認する。 ・床面埋設式リフトは、埋設配管の破損や内部でオイル漏れの発生がないか確認する。 ・電源やエア源の異常がないことを確認した後、リフトを無負荷で上昇させ、異音や振動がないか、また、手で揺らしてみてもガタがないか、加えて最上位まで上昇するか、さらに自然降下がないかを確認する。 ・その他、リフトの取扱説明書に記載された安全点検項目や添付の点検表等を参考に安全点検を実施する。 ※万一、異常が発見された場合は、機器購入販売店に連絡し、異常個所の修復が完了するまで、機器の使用を中止する。
6. 停電への備え ・電気を使用している機器については、機器使用後、必ず電源をOFFにし、ブレーカを遮断する（または、コンセントを抜く）。 ※万一、機器使用中に停電になった場合も、通電再開時に機器が勝手に作動しないよう、必ず機器の電源をOFFにし、ブレーカも遮断する（または、コンセントを抜く）。

整備事業者に義援金500万円

平成30年7月豪雨

日本自動車機械工具協会（柳田昌宏会長）は、「平成30年7月豪雨」で大きな被害を受けた整備事業者を支援するため、日本自動車整備振興会連合会（日整連、竹林武一会長）を通じて義援金を贈呈した。

機工協の柳田会長が日整連を訪問、日整連の木場宣行専務理事に義援金を手渡した。日整連が京都、岡山、広島、愛媛、福岡の自動車整備振興会の会員事業者を対象に行う支援に対し、500万円の浄財を寄付した。

機工協、日整連を通じ



日整連の木場専務理事に義援金の目録を手渡す柳田会長